

普通財産売払公募抽選定価方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市有財産の取得、処分並びに貸付等に関する事務処理要領の第20条第5号の規定に基づき、公募抽選定価方式(以下「公募抽選」という。)による普通財産の売払いの実施について必要な事項を定める。

(処分の対象)

第2条 処分の対象は、面積が比較的小規模な土地(以下「処分地」という。)を住宅用地等として公募抽選により処分するものとし、公募抽選で売れなかった処分地は公募抽選によらない随意契約で処分できるものとする。

(処分地の確認)

第3条 処分地については、事前に境界標柱等現況を調査し、隣接土地所有者との境界確認を行い、地積測量図、公図写、登記事項証明書等を整備しておくものとする。

2 前項の場合には、都市計画法、建築基準法その他関係法令による規制内容、上下水道、電気及びガスの供給施設の有無等を記載した物件調書も併せて作成しておくものとする。

(公募抽選参加資格を有しない者)

第4条 次に掲げる者は、公募抽選参加資格を有しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 正当な理由がなく、この要領による契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過しない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

(申込みの制限)

第5条 申込みには、次に掲げる制限を付す。

- (1) 申込みは一世帯又は一法人につき一区画とする。
- (2) 申込みは2名以上の連名(共有)によることも可能とする。ただし、1名が2区画に重複して申込みすることはできない。なお、売買契約及び所有権の移転登記は、申込みの際に記載された申込み者及び連名者の名義で行う。
- (3) 連名で申込みする場合は、連名者全員が公募抽選参加資格を備えていることを必要とする。

(公告の掲載事項)

第6条 公募抽選の公告には、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 公募抽選に付する普通財産の所在地、面積及び価格
- (2) 公募抽選に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格に関する事項
- (3) 申込場所及び期限
- (4) 抽選の日時及び執行場所
- (5) 公募抽選参加資格のない者がした申込み及び公募抽選に関する条件に違反した申込みは無効であること
（提出書類）

第7条 参加者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を持参して提出しなければならない。

- (1) 市有財産売払公簿抽選申込書（第1号様式）
- (2) 利用計画書（第2号様式）
- (3) 市税完納証明書
- (4) 申込者の住民票の写し（外国人の場合は外国人としての住民登録を証明する書面。
ただし法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書））
- (5) 身分証明書（申請者が個人の場合。本籍地のある役所、役場の発行する身分証明書）
- (6) 誓約書（第3号様式）
- (7) その他必要な書類

2 前項第4号及び5号に掲げる書類については、過去2年の間に市有地の購入等のために提出した内容に変更がない場合は、誓約書（第4号様式）を提出することにより不用とする。

（公募抽選価格の決定）

第8条 処分地の公募抽選価格については、不動産鑑定士による鑑定評価額等を参考にし
て決定するものとする。

（契約相手方の決定方法等）

第9条 契約相手方の決定は、抽選によるものとする。ただし、公募抽選参加資格者が一
区画に一世帯又は一法人の申込みのときは、その者を当選者とする。

2 抽選の執行前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、抽選の執
行を延期し又は中止することができる。

（抽選の執行方法等）

第10条 抽選は、参加者立会いのもとに公開で行う。

2 参加者は、前項の規定により抽選に立ち会うときは、市有地売払公募抽選申込参加者
控（以下「参加者控」という。）を持参しなければならない。

3 参加者は、代理人を抽選に参加させることができる。この場合において、代理人は参
加者の委任状及び参加者控を持参しなければならない。

（当選者等の決定及び通知）

第11条 抽選においては、当選者及び次点者を決定するものとし、当選者が辞退したときは次点者を繰り上げて当選者とする。

2 市長は、当選者及び次点者が決定したときは、当選者に決定を通知書するとともに、次点者に対しては、電話等の適当な方法により、その者が次点者である旨等を連絡するものとする。

(契約の締結)

第12条 当選者は、市有財産売払決定の通知を受けた日から、起算して7日以内に所定の売買契約書により売買契約を締結するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 当選者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その当選は効力を失う。

(用途の制限)

第13条 当選者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(契約保証金等)

第14条 当選者は、売買契約締結の際、契約保証金及びこれに代わる担保については、浜松市契約規則(昭和39年7月15日浜松市規則第31号)第27条、第28条及び第29条の規定によるものとする。

(売買代金の納付)

第15条 当選者は、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を、市が交付する納入通知書により、売買契約の締結日から登記又は登録の手続が完了する前までに納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 当選者が前項の金額を納付しないときは、契約を解除することができる。この場合、契約保証金は市に帰属する。

(所有権移転等)

第16条 売買代金の納付を確認した後、当選者の請求により、処分地の所有権移転登記手続きを行う。

(公租公課等)

第17条 売払後の処分地の所有権移転に要する登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課等は、当選者の負担とする。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(第1号様式)

市有地売払公募抽選申込書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

令和 年 月 日付けで公告された、市有地売払公募抽選の参加資格・条件内容等を承諾の上、次のとおり参加を申込みます。

物件番号

受付番号

印のところは、記入しないでください。

住所 (所在地)	〒 -
電話	() -
氏名 (会社名) (代表者名)	印

注)・氏名(会社名)の印は、印鑑証明書の印を使用してください。
・代理により入札参加を行う場合は、別途委任状が必要となります

(切取り線)

市有地売払公募抽選受付書

令和 年 月 日

_____様

下記物件について、市有地売払公募抽選申込みを受付しました。

物件番号

受付番号

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

確認印

(第2号様式)

利用計画書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

次のとおり利用計画書を提出します。

利用計画					
	建物概要	建築面積	m ²	建物着工予定日	
		延床面積	m ²	建物完了予定日	
構造			建築費	円	
資金計画	自己資金内容				
	借入れ計画				
備考					

(第3号様式)

誓約書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

私もしくは当法人及び当法人役員等は、浜松市暴力団排除条例第2条に規定する以下のすべてに該当しないことを誓約します。

暴力団であること

暴力団員等であること

暴力団員等と密接な関係を有する者であること

上記のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体であること

上記の者でないことを確認するため、浜松市が必要な場合には、本様式に記載されたすべての者の個人情報を、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することについて同意します。

1 申込者(個人の場合) 氏名 _____

(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

2 申込者(法人の場合) 法人名 _____
代表者氏名 _____

申込時点の役員

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所
代表者				

役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

(第4号様式)

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

提出書類の記載内容に係る誓約書

年 月 日に市有地の購入等のため提出した下記の証明書等について、記載内容が全て事実と相違ないことを誓約します。

上記について事実と相違があった場合は、契約保証金は浜松市に帰属することについて同意します。

記

住民票の写し

法人登記事項証明書

身分証明書（本籍地のある役所・役場の発行する身分証明書）

該当する書類の に「レ」点を記入

以上

(参加者) 住 所・所在地

氏 名・名 称
(会社名・代表者名)

印